

令和7年度入学者対象 小学校入学準備費のご案内

1. 小学校入学準備費について

船橋市では、経済的な理由で、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者の皆さまに、費用の一部を援助する「就学援助制度^{*}」を行っております。「小学校入学準備費」は就学援助制度の支給費目のひとつである「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給するものです。支給金額は57,060円となります。

^{*}就学援助制度に認定されると、学用品費や校外活動費の一部が支給されたり、学校給食費が免除となります。詳細については市HPをご参照ください(裏面下段に二次元コード有)。なお、「令和7年度就学援助制度」についての案内が入学後にありますが、「令和7年度就学援助制度」を希望する場合は入学後に在籍校へご申請いただく必要がありますのでご注意ください。

2. 支給対象者

下記の①～④のすべてに該当する方が対象となります。

- ①船橋市に住所を有し、住民登録がある方
- ②令和7年4月に「船橋市立小学校に就学する」「他市区町村立小学校に区域外就学する」予定の新小学校1年生の児童をもつ保護者
- ③生活保護世帯ではない方(生活保護費から同様の費目が支給されるため)
- ④次の(i)、(ii)のいずれかに該当する方
 - (i)児童扶養手当(船橋市におけるひとり親世帯等の手当)を受給している。
 - (ii)経済的に困窮している(令和5年分の収入で審査を行います。目安金額は下記参照)。

収入金額の目安<<「収入」は控除前の金額になります。>>

世帯の人数	世帯構成(例) ※原則として同居している方全員を、同一世帯として審査します。	認定となる年間総収入の目安
2人	母(35歳)子(5歳)	約307万円以下
3人	父(36歳)母(34歳)子(5歳)	約386万円以下
4人	父(38歳)母(36歳)子(5歳、2歳)	約415万円以下
	父(42歳)母(37歳)子(10歳、5歳)	約438万円以下
5人	父(38歳)母(33歳)子(5歳、5歳、2歳)	約445万円以下
	父(44歳)母(40歳)子(13歳、10歳、5歳)	約501万円以下
6人	父(39歳)母(38歳)子(10歳、8歳、5歳、2歳)	約521万円以下
	父(45歳)母(39歳)子(10歳、5歳)祖父(72歳)祖母(69歳)	約534万円以下

※世帯の年齢構成等により認定となる収入金額は異なるため、目安金額以下でも認定とならない場合があります。

3. 申請書類

以下の書類を揃えてご申請ください。なお、申請書は船橋市教育委員会学務課(船橋市役所7階)、各小学校の事務室、市ホームページ(裏面中段に二次元コード有)からのダウンロードのいずれかで取得可能です。

- 【申請者全員】
- ① 小学校入学準備費支給申請書 兼 同意書
 - ② 申請者名義の通帳コピー
(金融機関名・支店名・口座名義(カナ)・口座番号が記載されているページ)

令和6年度(令和5年分の収入)の住民税が未申告の方は必ず申請前に申告を行ってください。未申告の場合、審査できません。

- 【該当者のみ】
- ③ 令和6年度市県民税課税(非課税)証明書(令和5年分の収入)

※③の書類は以下に該当する方のみ必要となります。

- i) 令和6年1月2日以降に船橋市へ転入された方
- ii) 船橋市に住民登録がない方(単身赴任等)

※令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村にて取得してください。なお、総収入・給与収入・合計所得・各種所得・扶養人数・各種控除金額等が記載されているものが必要です。上記金額等の記載がないものや、その他の書類で代用はできませんのでご注意ください。

4. 申請書類受付期間・提出先

申請書類提出先	窓口	郵送	申請期間	支給予定日
船橋市教育委員会 学務課	○	○	11月1日～12月9日	1月24日頃
			12月10日～1月31日	3月7日頃
市内各小学校 事務室	○	×	11月1日～12月9日	1月24日頃
			12月10日～1月31日	3月7日頃

※郵送での受付は学務課でのみ行っております。

※12月9日までにご申請いただき、認定となれば早めの支給となります。

※書類不備、税の申告漏れ等があると審査を行うことができません。

※申請期間を過ぎた場合は受付できません。

※海外収入があった、何らかの事情で税情報がない、添付書類が提出できない場合はお問い合わせください。

●申請書類提出先

・船橋市教育委員会学務課(船橋市役所7階)

11/1～12/27、1/6～1/31の9:00～17:00(期間中の土日祝日を除く)

【郵送で申請する場合】 船橋市教育委員会学務課宛に送付してください。

送付先: 〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市教育委員会 学務課(7階)

※必ず封筒表面に「小学校入学準備費申請書類在中」とご記載ください。

※各申請期間の最終日必着(12/9、1/31)となります。なお、郵便事故等の責任は負いかねますので、郵送の際は特定記録郵便等をご利用される等、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

(船橋市HP)
小学校入学準備費の
申請書はこちら↓



・市内各小学校事務室 ※書類の受取のみ。郵送受付不可

11/1～12/23、1/6～1/31の9:00～16:00

(期間中の土日祝日及び学校ごとの振替休日を除く)

※市内各小学校では申請書を持参した場合のみ受付可能です。

5. 申請にあたっての注意事項

- ①小学校入学準備費では、同住所に居住する方を審査対象としています。住民票上で世帯分離をしている場合でも、同住所に住んでいる方全員を申請書に記載してください。
- ②児童扶養手当を受給中として申請された方で、審査時点で児童扶養手当の受給の確認が出来ない場合は、令和5年分の収入で審査を行います。その際、申請書類に不備がある場合は審査できません。
- ③審査結果は申請日に応じた各支給予定日の10日程前に郵送予定です。なお、お電話等で審査結果やご指定いただいた口座に関するお問い合わせにはお答えできかねます。
- ④小学校入学準備費が認定となった場合でも「令和7年度就学援助制度」を希望する場合は入学後に改めて申請いただき再度審査を行います。なお、小学校入学準備費を受給した方は「令和7年度就学援助制度」で認定となっても「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。
- ⑤「令和7年度就学援助制度」は、原則令和6年分の収入で審査を行います。そのため、小学校入学準備費と「令和7年度就学援助制度」は審査結果が異なる場合があります。「令和7年度就学援助制度」についての案内が入学後にありますので、「令和7年度就学援助制度」を希望する場合は入学後に在籍校へご申請ください。

小学校入学準備費の申請後や受給後に他市へ転出、または私立小学校への入学となった場合は、必ず学務課へご連絡ください。

●お問い合わせ先 (小学校入学準備費については各小学校ではお答えできません)

船橋市教育委員会 学務課 就学助成係(船橋市役所7階)

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

☎047-436-2852

(船橋市HP)
就学援助制度の概要
等についてはこちら→
※小学校入学準備費
とお間違えのないよう
ご注意ください。

